

ホームヘルプサービスHACC石山

指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社 丸高三信堂 が開設する訪問介護事業所ホームヘルプサービスHACC石山（以下「事業所」という）が行う指定（第1号）訪問介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定（第1号）訪問介護のサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- （1） 事業において、訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう（第1号）訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- （2） 事業の実施に当たっては、必要なときに必要な（第1号）訪問介護ができるよう努めるものとする。
- （3） 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- （4） 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 ホームヘルプサービス HACC石山
- （2） 所在地 札幌市南区石山2条3丁目13番12号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者（以下「従業者」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 1名（常勤）

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・（第1号）訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員 12名（常勤5人、非常勤7名）

訪問介護員は、（第1号）訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする

(2) 営業時間 24時間とする

(3) 連絡体制 電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(事業の内容及び利用料金)

第6条 （第1号）訪問介護の内容は次のとおりとし、（第1号）訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、（第1号）訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。また、所得に応じ一部の利用者様の負担額が2割又は3割となります。

事業の内容は次のとおり

(指定訪問介護の内容)

(1) 訪問型サービス個別計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

- ①排泄・食事介助
- ②清拭・入浴・身体整容
- ③体位変換
- ④移動・移乗介助、外出介助
- ⑤その他の必要な身体介護

(3) 生活援助に関する内容

- ①調理
- ②衣類の洗濯、補修
- ③住居の掃除、整理整頓
- ④生活必需品の買い物
- ⑤その他必要な家事① 身体介護
- ② 生活援助
- ③ 介護予防サービス

(指定予防訪問事業の内容)

(1) 訪問型サービス個別計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

- ①排泄・食事介助
- ②清拭・入浴・身体整容
- ③体位変換
- ④移動・移乗介助、外出介助
- ⑤その他の必要な身体介護

(3) 生活援助に関する内容

- ①調理
- ②衣類の洗濯、補修
- ③住居の掃除、整理整頓
- ④生活必需品の買い物
- ⑤その他必要な家事

(4) サービス提供区分

- ①介護予防訪問サービス費（Ⅰ）… 1週に1回程度
- ②介護予防訪問サービス費（Ⅱ）… 1週に2回程度
- ③介護予防訪問サービス費（Ⅲ）… 1週に2回を超える場合

- 2 第7条の通常の事業の実施地域を超えて行なう事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から利用者の居宅までの交通費の実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 事業の実施地域を超える地点から、片道 5 キロメートル未満 1,000 円
 - ② 事業の実施地域を超える地点から、片道 5 キロメートル以上 1,000 円
の他、1 キロメートルを超える毎に 200 円加算
- 3 前 3 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。
 - 4 利用者は、事業者の定める期日までに利用料金等を、現金、金融機関に振り込み・引き落としにて納付するものとし、事業者はその領収書を利用者に発行する。

（通常の事業の実施地域）

第 7 条 通常の事業の実施は、札幌市南区（石山、石山東、川沿、常盤、藤野）の区域とする。

（衛生管理等）

- 第 8 条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時等における対応方法）

- 第 9 条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送などの必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

る。

- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

- 第10条 事業所は、指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定予防訪問事業に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第11条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - （2）虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第14条 事業所は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めるものとする。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

(1) 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(2) 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第17条 事業者は、利用者の個人情報について個人情報の保護に関する法律及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業者は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年4回以上
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供をさせないものとする。
- 5 事業者は、居宅サービス計画（介護予防サービス計画等）の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。
- 6 事業所は、適切な指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 事業所は、指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社丸高三信堂と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 6年 4月1日から施行する。